

イノベーション推進室の設置に関する規則

平成 30 年 7 月 25 日
内閣総理大臣決定
令和元年 7 月 2 日
一部改正

(設置及び任務)

第 1 条 内閣官房に、統合イノベーション戦略推進会議に係る事務を処理するため、イノベーション推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 推進室に、室長、室長代理、イノベーション総括官、次長、審議官、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、内閣総理大臣補佐官をもって充てる。
- 3 室長は、推進室の事務を掌理する。
- 4 室長代理は、内閣官房副長官補（内政担当）及び科学技術政策を担当する内閣府審議官をもって充てる。
- 5 室長代理は、室長の事務を代理する。
- 6 イノベーション総括官は、室長を助け、推進室の事務を整理する。
- 7 次長は、命を受けて、推進室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
- 8 審議官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 9 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 10 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 11 参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができる。

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、推進室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 9 日から実施する。